

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「超える職員」の次に「並びに上下水道企業職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及びこれに相当するものとして管理者が定める職員」を加え、同条第13項中「同法」を「育児休業法」に改める。

第7条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「扶養親族に」を「扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）に」に、「7,000円」を「13,000円」に改め、「同項第2号」の次に「から第5号までのいずれか」を加え、「（以下「扶養親族としての子」という。）」を削り、「10,000円」を「7,000円」に改め、同条第3項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改める。

第8条第1項第2号中「前条第1項第3号若しくは第5号」を「前条第1項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第2号中「その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が」を「恒常的な所得の見込みが」に改め、「年

額 1,300,000 円程度」の次に「(満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であつては、年額 1,500,000 円程度)」を加える。

第 9 条第 1 項中「新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。」を「職員が新たに条例第 4 条の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。」に、「同項」を「前条第 1 項」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「川崎市上下水道局公舎管理規程(昭和 43 年川崎市水道局規程第 15 号)」を「川崎市公舎管理規則(昭和 41 年川崎市規則第 9 号)」に改め、「この条において」を削り、同条第 3 項第 4 号アを次のように改める。

ア 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第7条に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有し、又は借り受けている住宅

第17条の6中「第11条の4」を「第11条の3」に改める。

第25条第2項を次のように改める。

2 職員が前項に定める負傷又は疾病により、病気休暇の承認を受けた期間中、これに期末手当及び勤勉手当を除くほか、条例に定める給与は支給しない。

第25条に次の2項を加える。

3 前項の規定の適用については、職員が1日単位の病気休暇により勤務しない場合（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合を除く。）におけるその月分の給料は日割計算により支給する。

4 第2項の規定にかかわらず、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（1時間単位の病気休暇によるものに限る。）は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を支給しない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

上下水道企業職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	200,700	270,600	341,400	394,200	435,800	485,900	547,000
	2	189,000	202,400	272,200	342,900	396,000	437,000	491,300	553,000
	3	189,900	204,100	273,800	344,400	397,800	438,200	496,400	558,500
	4	190,800	205,800	275,400	345,900	399,600	439,400	501,000	563,500
	5	191,700	207,600	277,100	347,400	401,200	440,600	505,000	568,000
	6	192,800	209,400	278,700	348,900	402,800	441,400	508,500	572,000
	7	193,900	211,200	280,300	350,400	404,400	442,200	511,500	575,500
	8	195,000	213,000	281,900	351,900	406,000	443,000	514,000	578,500
	9	196,000	214,700	283,600	353,300	407,700	443,600	516,000	581,000
	10	197,300	216,600	285,200	354,800	409,000	444,300	518,000	583,000
	11	198,400	218,500	286,800	356,300	410,300	445,000		
	12	199,600	220,400	288,400	357,800	411,600	445,700		
	13	200,700	222,400	290,100	359,200	412,900	446,200		
	14	202,400	224,200	291,700	360,700	413,900	446,900		
	15	204,100	226,000	293,300	362,200	414,900	447,600		
	16	205,800	227,800	294,900	363,700	415,900	448,300		
	17	207,600	229,700	296,600	365,100	416,800	448,800		
	18	209,400	231,400	298,200	366,600	417,500	449,400		
	19	211,200	233,100	299,800	368,100	418,200	450,000		
	20	213,000	234,800	301,400	369,600	418,900	450,600		
	21	214,700	236,400	303,100	371,000	419,700	451,300		
	22	216,600	238,100	304,700	372,500	420,300	451,900		
	23	218,500	239,800	306,300	374,000	420,900	452,500		
	24	220,400	241,500	307,900	375,500	421,500	453,100		
	25	222,400	243,100	309,600	376,900	422,200	453,600		
	26	224,200	244,700	311,600	378,200	422,800	454,200		
	27	226,000	246,400	313,600	379,500	423,400	454,800		
	28	227,800	248,100	315,600	380,800	424,000	455,400		
	29	229,700	249,800	317,700	382,000	424,700	455,900		
	30	231,400	251,400	319,100	382,900	425,300	456,500		
	31	233,100	253,100	320,500	383,800	425,900	457,100		
	32	234,800	254,800	321,900	384,700	426,500	457,700		
	33	236,400	256,500	323,200	385,500	427,100	458,200		
	34	238,100	258,100	324,500	386,300	427,700	458,800		
	35	239,800	259,800	325,800	387,100	428,300	459,400		
	36	241,500	261,500	327,100	387,900	428,900	460,000		
	37	243,100	263,200	328,500	388,800	429,300	460,400		
	38	244,700	264,800	329,800	389,400	429,900	460,900		
	39	246,400	266,400	331,100	390,000	430,500	461,400		
	40	248,100	267,900	332,500	390,600	431,100	461,900		
	41	249,800	269,300	333,800	391,300	431,500	462,500		
	42	251,400	270,800	335,100	391,900	432,100	463,000		
	43	253,100	272,300	336,400	392,500	432,700	463,500		
	44	254,800	273,800	337,800	393,100	433,300	464,000		
	45	256,500	275,300	339,100	393,700	433,700	464,600		
	46	258,100	276,800	340,400	394,300	434,300	465,100		
	47	259,800	278,300	341,700	394,900	434,900	465,600		
	48	261,500	279,800	343,100	395,500	435,500	466,100		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	263,200	281,100	344,400	395,900	435,900	466,700
50	264,100	282,600	345,700	396,400	436,400	467,200
51	265,000	284,100	347,000	396,900	436,900	467,700
52	265,800	285,600	348,300	397,400	437,400	468,200
53	266,400	286,900	349,500	397,900	437,900	468,800
54	267,200	288,400	350,800	398,400	438,400	
55	268,000	289,900	352,100	398,900	438,900	
56	268,800	291,400	353,400	399,400	439,400	
57	269,500	292,700	354,600	399,900	439,900	
58	270,300	294,100	355,600	400,400	440,400	
59	271,100	295,500	356,600	400,900	440,900	
60	271,900	296,900	357,600	401,400	441,400	
61	272,600	298,400	358,500	401,900	441,900	
62	273,400	299,700	359,400	402,400	442,400	
63	274,200	301,000	360,300	402,900	442,900	
64	275,000	302,300	361,200	403,400	443,400	
65	275,600	303,700	361,900	403,800	443,900	
66	276,100	305,000	362,600	404,300	444,400	
67	276,600	306,300	363,300	404,800	444,900	
68	277,100	307,600	364,000	405,300	445,400	
69	277,600	309,000	364,500	405,700	445,900	
70	278,000	310,300	365,200	406,100	446,400	
71	278,400	311,600	365,900	406,500	446,900	
72	278,800	312,900	366,600	406,900	447,400	
73	279,300	314,300	367,100	407,400	447,800	
74	279,500	315,600	367,700	407,800		
75	279,700	316,900	368,300	408,200		
76	279,900	318,200	369,000	408,600		
77	280,100	319,600	369,500	409,100		
78		320,900	370,100	409,500		
79		322,200	370,700	409,900		
80		323,500	371,300	410,300		
81		324,900	371,900	410,800		
82		326,000	372,400	411,200		
83		327,100	373,000	411,600		
84		328,200	373,500	412,000		
85		329,300	373,900	412,500		
86		330,300	374,400	412,900		
87		331,300	374,900	413,300		
88		332,300	375,400	413,700		
89		333,300	375,800	414,200		
90		334,300	376,300	414,500		
91		335,300	376,800	414,800		
92		336,300	377,300	415,100		
93		337,100	377,600	415,500		
94		337,800	378,000	415,800		
95		338,500	378,500	416,100		
96		339,200	379,000	416,400		
97		339,700	379,300	416,800		
98		340,300	379,700	417,100		
99		340,900	380,100	417,400		
100		341,500	380,500	417,700		
101		342,100	381,000	418,100		
102		342,500	381,400	418,400		
103		342,900	381,800	418,700		
104		343,300	382,200	419,000		

105		343,700	382,700	419,400				
106		344,000	383,100	419,700				
107		344,300	383,500	420,000				
108		344,600	383,900	420,300				
109		344,800	384,300	420,700				
110		345,100	384,700					
111		345,400	385,100					
112		345,700	385,500					
113		345,900	385,900					
114		346,200	386,300					
115		346,500	386,700					
116		346,800	387,100					
117		347,000	387,500					
118			387,900					
119			388,300					
120			388,700					
121			389,100					
122			389,400					
123			389,700					
124			390,000					
125			390,100					
126			390,200					
127			390,300					
128			390,400					
129			390,600					
130			390,700					
131			390,800					
132			390,900					
133			391,000					
134			391,100					
135			391,200					
136			391,300					
137			391,400					
138			391,500					
139			391,600					
140			391,700					
141			391,800					
142			391,900					
143			392,000					
144			392,100					
145			392,200					
146			392,300					
147			392,400					
148			392,500					
149			392,600					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	186,300	224,800	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600	428,200

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

上下水道企業職給料表(2)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	180,700	193,700	257,500	324,300
	2	181,700	195,100	259,000	325,800
	3	182,700	196,500	260,500	327,400
	4	183,700	197,900	262,000	329,000
	5	184,600	199,300	263,300	330,400
	6	185,800	201,000	264,800	331,900
	7	187,000	202,700	266,300	333,400
	8	188,100	204,400	267,800	334,900
	9	189,100	206,000	269,200	336,300
	10	190,200	207,800	270,700	337,800
	11	191,300	209,600	272,200	339,300
	12	192,400	211,500	273,700	340,800
	13	193,700	213,300	275,200	342,200
	14	195,100	215,100	277,200	343,700
	15	196,500	216,900	279,200	345,200
	16	197,900	218,600	281,200	346,700
	17	199,300	220,300	283,300	348,100
	18	201,000	221,900	284,900	349,600
	19	202,700	223,500	286,500	351,100
	20	204,400	225,100	288,100	352,600
	21	206,000	226,800	289,700	354,000
	22	207,800	228,400	291,300	355,400
	23	209,600	230,000	292,900	356,800
	24	211,500	231,600	294,500	358,200
	25	213,300	233,200	296,100	359,400
	26	215,100	234,800	297,600	360,400
	27	216,900	236,400	299,100	361,400
	28	218,600	238,000	300,600	362,400
	29	220,300	239,600	302,200	363,400
	30	221,900	241,200	303,500	364,200
	31	223,500	242,800	304,800	365,000
	32	225,100	244,400	306,100	365,800
	33	226,800	246,000	307,400	366,600
	34	228,400	247,600	308,700	367,400
	35	230,000	249,200	310,000	368,200
	36	231,600	250,800	311,300	369,000
	37	233,200	252,400	312,400	369,700
	38	234,800	253,800	313,700	370,300
	39	236,400	255,200	315,000	370,900
	40	238,000	256,600	316,300	371,500
	41	239,600	257,900	317,400	372,100
	42	241,200	259,300	318,700	372,700
	43	242,800	260,700	320,000	373,300
	44	244,400	262,100	321,300	373,900
	45	246,000	263,400	322,400	374,400
	46	247,600	264,800	323,700	375,000
	47	249,200	266,200	325,000	375,600
	48	250,800	267,600	326,300	376,200

	49	252,400	268,900	327,400	376,600
	50	253,200	270,300	328,600	377,100
	51	254,000	271,700	329,800	377,600
	52	254,800	273,100	331,000	378,100
	53	255,600	274,300	332,000	378,700
	54	256,400	275,700	333,100	379,200
	55	257,200	277,100	334,200	379,700
	56	258,000	278,500	335,300	380,200
	57	258,600	279,700	336,500	380,700
	58	259,400	281,000	337,600	381,200
	59	260,200	282,400	338,700	381,700
	60	260,900	283,800	339,800	382,200
	61	261,600	285,000	340,900	382,600
	62	262,400	286,300	341,800	383,100
	63	263,200	287,600	342,700	383,600
	64	263,900	288,900	343,600	384,100
	65	264,600	290,200	344,400	384,400
	66	265,000	291,500	345,100	384,900
	67	265,400	292,800	345,800	385,400
	68	265,800	294,100	346,500	385,900
	69	266,200	295,200	347,100	386,200
	70	266,500	296,400	347,700	386,600
	71	266,800	297,700	348,300	387,000
	72	267,100	299,000	348,900	387,400
	73	267,300	300,100	349,500	387,800
	74	267,600	301,300	350,100	388,200
	75	267,900	302,500	350,700	388,600
	76	268,200	303,700	351,300	389,000
	77	268,300	304,900	351,800	389,400
	78		306,100	352,400	389,800
	79		307,300	353,000	390,200
	80		308,500	353,600	390,600
	81		309,700	354,000	391,000
	82		310,800	354,500	391,400
	83		311,900	355,000	391,800
	84		313,000	355,500	392,200
	85		314,200	355,900	392,600
	86		315,000	356,400	393,000
	87		315,800	356,900	393,400
	88		316,600	357,400	393,800
	89		317,300	357,700	394,200
	90		318,100	358,100	394,500
	91		318,900	358,500	394,800
	92		319,700	358,900	395,100
	93		320,400	359,400	395,500
	94		320,800	359,800	395,800
	95		321,200	360,200	396,100
	96		321,600	360,600	396,400
	97		322,000	361,000	396,800
	98		322,400	361,400	397,100
	99		322,800	361,800	397,400
	100		323,200	362,200	397,700
	101		323,600	362,600	398,000
	102		324,000	363,000	398,300
	103		324,400	363,400	398,600
	104		324,800	363,800	398,900

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

105		325,100	364,200	399,200
106		325,500	364,600	399,500
107		325,900	365,000	399,800
108		326,300	365,400	400,100
109		326,600	365,700	400,400
110		327,000	366,100	
111		327,400	366,500	
112		327,800	366,900	
113		328,000	367,200	
114		328,400	367,600	
115		328,800	368,000	
116		329,200	368,400	
117		329,400	368,700	
118			369,100	
119			369,500	
120			369,900	
121			370,200	
122			370,500	
123			370,800	
124			371,100	
125			371,200	
126			371,300	
127			371,400	
128			371,500	
129			371,600	
130			371,700	
131			371,800	
132			371,900	
133			372,000	
134			372,100	
135			372,200	
136			372,300	
137			372,400	
138			372,500	
139			372,600	
140			372,700	
141			372,800	
142			372,900	
143			373,000	
144			373,100	
145			373,200	
146			373,300	
147			373,400	
148			373,500	
149			373,600	
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	178,000	214,200	255,700	276,500

備考 この表は、技能職員及び業務職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第17条の2関係）

職	区分
担当理事	1種
経営戦略室長 総務部長	2種
部長（2種の部長を除く。） 担当部長（財務担当） 第1配水工事事務所長 水管理センター所長 長沢浄水場長 下水道事務所の所長 担当部長（下水道施設担当）	3種
担当部長（3種の担当部長を除く。）	4種
経営戦略室の経営戦略・企画調整担当の担当課長 庶務課長	5種
課長（5種の課長を除く。） 所長（3種の所長を除く。） 場長（3種の場長を除く。） 経営戦略室の料金・使用料制度担当の担当課長 経営戦略室の行政改革推進担当の担当課長 経営戦略室の資産マネジメント担当の担当課長 経営戦略室の国際事業推進担当の担当課長 経営戦略室の広報戦略担当の担当課長	6種

<p>総務部の危機管理担当の担当課長</p> <p>水管理センターの水道施設管理担当の担当課長</p> <p>水管理センターの施設維持担当の担当課長</p> <p>水管理センターの水道水質担当の担当課長</p> <p>水管理センターの水質検査担当の担当課長</p> <p>担当課長（下水道施設再構築担当）</p> <p>下水道事務所の管理担当の担当課長</p> <p>下水道事務所の工事担当の担当課長</p>	
<p>担当課長（6種の担当課長を除く。）</p>	<p>7種</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（以下「改正後の給料等支給規程」という。）第25条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(号給の切替え)

- 2 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和10年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和9年3月31日までの間における改正後の給料等支給規程第7条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「(5) 心身

「(5) 心身に著しい障害がある者
に著しい障害がある者」とあるのは
(6) 配偶者（届出をしないが、事実上

と、同条第2項中「13,000
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

0円」とあるのは「11,000円」と、「とする」とあるのは「、同項第
6号に該当する扶養親族については4,700円とする」とする。

5 前項の規定は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間にお
ける改正後の給料等支給規程第7条第1項及び第2項の規定の適用について
準用する。この場合において、前項中「11,000円」とあるのは「12
,000円」と、「4,700円」とあるのは「2,300円」とそれぞれ
読み替えるものとする。